

(別紙) 特定販売に係る届出事項

(ア)	特定販売を行う際に使用する通信手段		
(イ)	特定販売を行う医薬品の区分		<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品 <input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品(毒薬・劇薬を除く。)
(ウ)	特定販売を行う時間		<input type="checkbox"/> 開店時間と同じ
	営業時間のうち特定販売のみを行う時間		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 その時間：
(エ)	特定販売を行うことについての 広告に表示する名称		<input type="checkbox"/> 許可申請書の薬局・店舗の名称と同じ <input type="checkbox"/> 許可申請書の薬局・店舗の名称と異なる その名称：
(オ)	インターネット を利用して広告 をする場合	主たるホームページ (HP)アドレス (①)	
		主たるHPの構成の概要 (②)	別紙のとおり
	カタログ等を用いて 特定販売を行う場合、その概要 (③)		別紙のとおり
(カ)	知事等が特定販売の実施方法に関する 適切な監督を行うために必要な設備の概要		
備 考			

(注意)

(ア) インターネット、カタログ、電話など注文の受領及び情報提供を行う手段を記載してください。

(イ) 薬局製造販売医薬品は、製造販売業及び製造業の許可を有する薬局のみ販売等ができます。

(ウ) 「営業時間＝開店時間(実店舗が開店している時間)＋特定販売のみを行う時間」であり、注文のみを受け付ける時間は営業時間に含まれません。

開店時間の総和が30時間/週以上であり、そのうち深夜(22時から翌5時まで)以外の開店時間の総和が15時間/週以上が目安であること。

(オ) ① その薬局・店舗が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているHPのうち、当該一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者等が通常最初に閲覧するHP(いわゆる「トップページ」や「メインページ」)のアドレスをいいます。

当該HPの閲覧に必要なパスワード等がある場合には、併せてそのパスワード等を提出してください。

一つの薬局・店舗が複数のHPを開設している場合には、それらの全ての主たるHPアドレスの提出が必要です。ただし、それら全てのHPへのリンクをまとめたHPを開設している場合は、そのHPを提出することで差し支えありません。HPを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフトの入手方法等に関する資料を代わりに提出する必要があります。

② HPでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなHPのイメージ等の書類を添付してください。(例：トップページ～購入手続き完了までの表示等)また、一つの薬局・店舗が複数のHPを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要です。

③ カatalog等での医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるような資料を添付してください。

(参照：厚生労働省医薬食品局長通知 平成26年3月10日付け薬食発0310第1号)

(カ) 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合に記載してください。本県が、実店舗の閉店後に特定販売を行う薬局・店舗の適切な監督を行うために、リアルタイムでやり取りができる必要な設備は、次の①～③全ての機器等(これらと同等の機能を有するもの)とします。①画像を撮影するためのデジタルカメラ等、②撮影した画像を電子メールで送信するためのインターネットに接続されたパソコン等、③その薬局・店舗に固定された電話機及び電話回線等